

2013年度第二回日本学連幹事会資料

JOAと日本学連の関係について

2013年9月14日(土)

文責：幹事長 山本淳史

【6/8 前回幹事会までの流れ】

JOAと日本学連のそれぞれにとってのメリットと課題を説明した。学連加盟員のJOAへの競技者登録費を免除し、学連登録をすることでJOA競技者登録される仕組みを構築し、平成26年3月(または5月)をめどに加入することを目標とするという方向性がJOA総会で確認されていることを説明した。この方向性を日本学連でも秋の総会で承認するように進めたい。その上で、JOAとしては加盟者に関して住所などの情報を提供してほしいが、日本学連は今加盟員に関する情報をほとんど持っていない。

【6/14 連絡協議会で協議した内容】

JOAとしては各加盟員について、「氏名、ふりがな、性別、生年月日、郵便番号、住所(部屋番号まですべて)、故郷登録の都道府県、電話番号、(もし可能なら)メールアドレス」の情報がほしい。これは競技者登録に必要な情報で、現在競技者登録している人の分は全て把握している。

郵便番号と住所はJOAニュースを送るのに必要。

生年月日は競技者登録番号を割り振るのに必要。

(注)競技者登録番号は、「123-45-678」のような桁数だが、これ  
でいう「23」は生まれた年の西暦の下2桁、45は都道府県番号、  
678は都道府県協会が割り振る番号。

これらの情報を日本学連はJOAに提供できるか？

そもそも日本学連はそれらの情報を(2010年度以降)持っていないわけだが、来年度からまた集めることができるか、また、集めたその情報をJOAに提供することはできるか、次の幹事会で確認する。また、未成年の個人情報なので、親の同意が必要になったりするかもしれない。これについては藤井さんが、学連登録がそのまま日本連盟への加盟になっている同じような他の競技団体を探してどうしているか調べておいてくださる。

【今回の幹事会で話し合うこと】

日本学連は来年度から各加盟員の「氏名、ふりがな、性別、生年月日、郵便番号、住所(部屋番号まですべて)、故郷登録の都道府県、電話番号、(もし可能なら)メールアドレス」の情報を集め、管理することができるか、また、その情報をJOAに提供することができるかを話し合う。もし不可能なら、どのようにすればうまくいくかを話し合う。

また、藤井さんに調べていただいたところによると、学連登録がそのまま日本連盟への加盟になっている同じような他の競技団体には、代表的なものとして以下のようなパターンがある。

○陸上競技

- ・ 関東学連に住所，電話番号，出身校，登録都道府県などの詳細情報を登録
- ・ 日本学連経由で抽出した情報を日本陸上競技連盟に登録

○体操競技

- ・ 学生も「直接」日本体操協会に住所や電話番号を登録する
- ・ 上記の登録とは別に，学連としての登録を行う
- ・ 競技者としてのデータは，日本体操協会が一元管理

なお、チーム種目では、個人で試合に出ることがないため、個人の住所まで登録する競技団体はあまり多くない。

なお、JOA としては、都道府県協会が学生にコンタクトできるように、住所や電話番号も必要ではないかと考えている。

## 2013年度会計中間報告

9月15日

## 収入

| 項目       | 内訳         | 単価   | 数    | 計       |
|----------|------------|------|------|---------|
| 加盟金      | 個人         | 3000 | 1071 | 3213000 |
|          | 個人(追加登録)   | 4000 | 2    | 8000    |
|          | 加盟校        | 4000 | 36   | 144000  |
|          | 準加盟校       | 1000 | 13   | 13000   |
| 加盟費合計    |            |      |      | 3378000 |
| 賛助金      |            |      |      | 22000   |
| 事業収入・貸付金 | 2012春ICM&R |      |      | 2363260 |
| 利息       |            |      |      | 608     |
|          |            |      | 計    | 5763868 |

## 2013年度日学会計 山田陽子

## 支出

| 項目       | 内訳      | 単価 | 計       |
|----------|---------|----|---------|
| 貸付金      | 2013春IC | 1  | 1500000 |
| 幹事会役員活動費 | 幹事会宿泊費  |    | 93880   |
|          | 幹事会交通費  |    | 92140   |
| 事務局維持費   | 電話代     |    | 29532   |
|          | 水道・電気   |    | 15667   |
| 計        |         |    | 1731219 |

(一部訂正済み)

## 2013年度日本学連販売地図売上中間報告

2013/9/14幹事会  
報告者: YMOE社 山川

【相殺1】2012年度学連会計との精算繰越額は¥11,300-をYMOE社が学連に貸している状態から始まる(別シート参照)

| 実施日      | テレイン名   | 団体名                  | YMOE<br>伝票番号 | 枚数  | 備考            | 備考2        |
|----------|---------|----------------------|--------------|-----|---------------|------------|
| 4月27日    | 日光例幣使街道 | KOLC                 | 栃13-19       | 20  |               |            |
| 4月27日    | 番匠峰古墳   | 筑波大学                 | 栃13-20       | 15  |               |            |
| 4月27日    | 日光例幣使街道 | 早大OC                 | 栃13-21       | 80  |               |            |
| 5月4~5日   | 日光所野    | YMOE・GW日光集い(スプリント以外) | 支払伝票         | 195 |               |            |
| 5月5日     | 権の湖     | 名大・楢山                | 地13-5        | 126 |               | これをもってクローズ |
| 5月25~26日 | 希望が丘    | 関西学連                 | 地13-6        | 90  |               |            |
| 6月2日     | 不動の滝(南) | 筑波大学                 | 栃13-22       | 40  |               |            |
| 6月16日    | 日光例幣使街道 | 千葉大学                 | 栃13-23       | 21  |               |            |
| 6月16日    | 不動の滝(南) | KOLC                 | 栃13-24       | 54  |               |            |
| 6月16日    | 不動の滝(南) | 早大OC                 | 栃13-25       | 32  |               |            |
| 6月16日    | 不動の滝(南) | 東大OLK                | 栃13-26       | 108 |               |            |
| 6月23日    | 日光和泉    | 関東学連                 | 栃13-27       | 216 |               |            |
| 6月23日    | 日光口     | "                    | "            | 272 | 15000バージョンの名称 |            |
| 7月13~14日 | 日光例幣使街道 | 茨城大学                 | 栃木13-28      | 70  |               |            |
| 8月9日     | 不動の滝(南) | 早稲田大学                | 栃木13-29      | 60  |               |            |
| 9月21~23日 | 不動の滝(南) | 東京農工大学               | 栃木13-30      | 30  |               |            |
| "        | 日光例幣使街道 | "                    | "            | 60  |               |            |
| 8月30~31日 | 不動の滝(南) | 東京工業大学               | 栃木13-31      | 67  |               |            |
| "        | 日光例幣使街道 | "                    | "            | 56  |               |            |
| 9月4日     | 日光例幣使街道 | 関東新人戦試走              | 栃木13-32      | 35  |               |            |
| 9月25日    | 不動の滝(南) | 千葉大学                 | 栃木13-33      | 20  |               |            |
|          |         |                      |              |     |               |            |
|          |         |                      |              |     |               |            |

1667 枚

## 【無料分使用】

|  |              |  |  |  |  |
|--|--------------|--|--|--|--|
|  | 今のところ無料使用分無し |  |  |  |  |
|  |              |  |  |  |  |
|  |              |  |  |  |  |

0 枚

## 【初出企画使用分】

|  |              |  |  |     |  |
|--|--------------|--|--|-----|--|
|  | 毘沙門山(早大OC大会) |  |  |     |  |
|  | 初出分          |  |  | 329 |  |
|  | 販売分          |  |  | 231 |  |

実際の2013年度の学連所有財産の地図使用実数は、  
(参考:2012年度全体では8521枚)

2227 枚

## 《計算書》

## 【学連がYMOE社に支払う金員】

平成13年度精算残金  
毘沙門山企画  
渉外部活動費(9月まで)1231300  
11300  
1200000  
20000

【YMOE社が学連に支払う金員】

|            |     |      |        |        |
|------------|-----|------|--------|--------|
| 通常地図販売代行収入 | 200 | 1667 | 333400 | 560550 |
| 早大OC大会初出分  | 200 | 231  | 46200  |        |
| 早大OC大会販売等分 | 550 | 329  | 180950 |        |
|            |     |      |        | 670750 |

【25年度予算執行提案の状況】

|                 |                                    |                               |            |  |
|-----------------|------------------------------------|-------------------------------|------------|--|
| 今回で決済お願い        | 毘沙門山地図作成事業                         | 昨年ロング前日総会で決済                  | ¥3,400,000 | 3月総会で決済できた額  |
| 会計終了後2回目の決済をお願い | 矢板土屋北地図作成事業                        | 2013年3月総会で決議                  | ¥1,200,000 | 付随条件等は別途資料参照   |
| 一時棚上げ           | 日光愛宕山<>不動接合                        | 関東のミドルセレがなくなり一時棚上げ(7月関東総会で決定) | ¥200,000   | 付随条件等は別途資料参照   |
| 3月幹事会・総会で決済済    | 矢板塩田改訂作業                           | 2013年3月幹事会で決議                 | ¥200,000   | ミドルセレ候補一旦棚上げ、大学大会としての公募も続けたい   |
| 3月幹事会・総会で決済済    | 他日光トレイン維持改訂作業                      | 2013年3月幹事会で決議                 | ¥200,000   | 本件の議事録は、<br><a href="http://www.orientteering.com/~uofj/media/conference/20130307-2012_4th_report.pdf">http://www.orientteering.com/~uofj/media/conference/20130307-2012_4th_report.pdf</a> にある。 |
| 3月幹事会・総会で決済済    | 他矢板トレイン維持改訂作業                      | 2013年3月幹事会で決議                 | ¥200,000   |  |
| 消滅案             | ロングセレを行うことになればそのトレインの改訂作業を切り分ける(案) |                               | ¥200,000   | ロングセレは「日光和泉」で開催、日光既存トレイン改訂作業予算で業務済み  |

毘沙門山の会計報告概要(YMOE社内部資料の公開)

|                         |         |         |
|-------------------------|---------|---------|
| ＜収入＞学連より決済いただいた額        | 1200000 |         |
| 早大OCに請求した印刷代のYMOE社受取分   | 84000   | 1284000 |
| ＜支出＞                    |         |         |
| プロ調査者(西村支払い分)           | 221050  |         |
| プロ調査者(三上支払い分)           | 755000  |         |
| 住居費(滞在経費)ざっくりで          | 200000  |         |
| 社長のギャラ(マネジメント・調査・修正・調製) | 未計上     |         |
| 紙やインクなどの材料費・・・ざっくりで     | 20000   |         |
|                         |         | 1196050 |

とまあかなりの赤字事業になりました。そもそも、この議論を切り出した時に120万で足りるのかという議論もありましたが、それよりはOL界の将来を見据える投資案件であることを考え、判断していますので、この事業は赤字でも社業展開上は全く問題ありません。これも一応報告しておくという意味と、この新企画が軌道に乗れば、ちゃんとした価格で(新規約どおり、他の業者も)応札できるようになればよいと社長は考えています。また、早大OC大会で使用した「毘沙門山」もトレインの一部(含宿で使える区域は全網羅したが、将来のロングセレとかで使う部分も含められ、まだ調査途中)で、完成には将来のイベントで幾らかでも支弁できるような体制にして一連の山塊すべてを繋げたいと考えています。

あとは、プロ地図調査が3人居て、うまくまわす為の方策と、新規約との整合性について私案を説明する時間を少し

## 日本学生オリエンテーリング連盟の地図の運用に関する規約

## 第1章 総則

## 第1条 (目的)

- 1 本規約は、日本学生オリエンテーリング連盟（以下、日本学連）が保有する金融資産を有効活用し、日本学連の最も重要な資産たる地図財産を継続的に更新し、使用可能な状態に保つことを目的とする。
- 2 同時に、地図を作成する者の環境を整備することで、本規約が日本の学生オリエンテーリング界、ひいては日本オリエンテーリング界全体の永き発展に寄与することを目的とする。

## 第2条 (定義)

- 1 本規約における「地図作成者」とは、日本学連に所有権の属するもしくは属することになる地図の作成及び更新を一定の対価をもって事業として行う者を指す。
- 2 本規約における「地図事業」とは、地図作成者による日本学連への事業の相談から、日本学連による地図作成者への事業費の支払いまでの一連の手続きを指す。

## 第2章 窓口

## 第3条 (連絡先)

- 1 日本学連における地図事業に係る窓口として、幹事会会計担当を正責任者とする。
- 2 正責任者に加えて、地図会計担当理事を副責任者とする。
- 3 地図作成者が地図事業に係る連絡を日本学連に対して行う場合、必ず上記2者双方に対して連絡するものとする。

## 第4条 (連絡方法)

- 1 日本学連への連絡方法はやむを得ない場合を除いて原則インターネットメールによるものとする。メールアドレスについては、日本学連のホームページに記載する。
- 2 やむを得ない場合は電話等による連絡も可とする。

## 第5条 (事業の提案)

- 1 本規約における地図事業は、日本学連構成員の他、地図作成者からも提案できるものとする。後者の場合は、第6条に従い「地図事業計画書(様式1)」を日本学連に

提出するものとする。

- 2 日本学連構成員において作成及び更新を希望する地図がある場合は、個別に日本学連あて連絡を行う(要様式?)。連絡方法は第5条による。ただし、日本学連加盟校及び加盟員が地図作成者を日本学連に推薦できる。

## 第3章 地図事業の展開

## 第6条 (提案・見積り)

- 1 地図作成者は、「地図事業計画書(様式1)」(以下、事業計画書)及び「地図事業見積書(様式2)」(以下、見積書)を日本学連に提出する。
- 2 地図作成者は、事業費を算定する際、当該事業の採算性を最大限に考慮しなければならない。
- 3 日本学連は、事業の提案を受けた場合、幹事会及び理事会は当該事業の必要性について検討し、可否を判断する。
- 4 提案が可であれば、幹事会及び理事会は、日本学連構成員より推薦された者も含めて複数の地図作成者に見積依頼(←どうするのか?公募するなら方法・機関は?)し、事業を委ねる地図作成者を選定する。
- 5 事業費見積総額が200万円(税込)を超える場合は、当該事業について総会及び幹事会での承認を必要とする。この場合、地図作成者は日本学連幹事会に出席し事業計画書及び見積書について説明を行う義務を負う。また、日本学連総会にも出席し、事業計画書及び見積書について説明を行うことが望ましい。
- 6 事業費見積総額が200万円(税込)以下の場合、当該事業について幹事会での承認を必要とする。この場合、地図作成者は日本学連幹事会に出席し事業計画書及び見積書について説明を行う義務を負う。
- 7 事業の喫緊性が認められ、かつ事業費が20万円以下の場合、日本学連幹事長、副幹事長、会計及び地図会計担当理事のみで事業の可否を判断できる。

## 第7条 (契約)

- 1 日本学連は、提出された事業計画書及び見積書について可と判断した場合、地図作成者と地図事業についての契約を行う。
- 2 発注形式は、「地図事業発注請負契約書(様式3)」(以

下、契約書)によるものとする。契約書には地図作成者、日本学連双方の署名、捺印を**必要とする**。

3 契約書の締結は、やむを得ない場合を除き、原則面前自著によるものとする。この場合、締結場所は**原則として**日本学連事務局とする。**※幹事会・総会会場も想定される?**

4 契約書正副2通に日本学連、地図作成者の双方が署名・捺印することで契約が成立したものとし、これをもって事業開始とみなす。正契約書は日本学連が、副契約書は地図契約者が厳重に保管する。

5 地図作成者が日本学連事務局から遠方に居住している等のやむを得ない事情がある場合、契約書の締結は郵送によることができる。この場合、日本学連が様式を地図作成者あて発送し、地図作成者は契約書へ署名、捺印のうえ日本学連あて返送する。日本学連はそれに対し署名・捺印を行い、副契約書については地図作成者に返送する。

#### 第8条 (事業計画の変更)

1 地図作成者は、事業計画に大きな変更が生じた場合、「事業計画変更届(様式4)」(以下、計画変更届)を早急に日本学連まで提出しなければならない。

2 地図作成者は、計画変更届について日本学連幹事会及び理事会からの承認を得た上で事業を継続しなければならない。ただし、変更により事業費総額が**200万円(税込)**を超える場合は、日本学連総会の承認を必要とする。

#### 第9条 (納品・検収)

1 地図作成者は、地図の作成が完了した場合、「地図事業完了報告書(様式5)」(以下、完了報告書)及び「地図事業費支払請求書(様式6)」(以下、請求書)を日本学連に提出すると同時に、地図を日本学連に納品する。

2 地図の納品形態は、OCAD データによるものとする。

**<バージョン指定必要か??>**

3 地図の OCAD データに関する**一切の権利**は、納品の時点で日本学連に属することとする。

4 日本学連理事会は、提出された OCAD データについて不備がないことについて承認し、それをもって検収が完了したものとする。

#### 第10条 (事業費の支払い)

1 地図作成者は、日本学連より納品された地図について

検収を受けた後に事業費の支払いを受ける。

2 日本学連会計担当者は、検収完了後、提出された請求書に基づき速やかに地図作成者に対して事業費の支払いを行わなければならない。

3 事業費の支払いは原則銀行振込によるものとする。その際の各種手数料は日本学連の負担とする。

#### 第11条 (事業完成確認)

1 作成された地図を最初に利用する競技会の開催者は、競技会開催後2週間以内に「地図利用報告書(様式7)」(以下、利用報告書)を日本学連に提出しなければならない。なお、報告は競技会のイベントアドバイザーもしくは競技責任者が行うものとする。

2 利用報告書において地図事業の瑕疵が指摘された場合、地図作成者は初回に限り該当部分に対する修正を行う義務を負う。その場合、日本学連に対して「地図修正報告書(様式8)」(以下、修正報告書)を提出することで修正したことの報告を行う必要がある。

3 日本学連会計担当者は、**完成報告書、利用報告書、修正報告書(必要な場合)**を受領後、速やかに「事業完成確認票(様式9)」(以下、確認票)を作成のうえ、日本学連幹事会及び理事会に提出する。

4 確認票は日本学連事務局で保管するものとする。

#### 第4章 地図財産の**管理・販売**

##### 第12条 (管理)

1 地図の OCAD データは、日本学連事務局において**失われにくい方法で保管する**。

2 日本学連事務局は、最新の OCAD データを**随時指定管理業者に提供する**。

##### 第13条 (販売価格)

1 地図の販売価格は、地図作成者より提出された事業計画書に基づき、地図会計担当理事が決定し、理事会の承認を受ける。

2 地図の販売価格は日本学連のホームページにて公開する。

##### 第16条 (調整・印刷・販売)

1 地図の調整、印刷及び販売については、管理業者を指定し、その一切を委託する。

- 2 日本学連と指定管理業者は、別途委託管理契約(様式要  
る)を締結するものとする。
- 3 地図を購入する際の窓口は、日本学連のホームページ  
に掲載する。

**!!!日本学生オリエンテーリング連盟におけるトレインと  
地図の管理に関する規則!!!**

→ 本規約との齟齬あり、どうするか?!

- ・ 善管注意義務は契約分に盛り込み

<想定されるパターン>

- 1 地図業者が単に更新を事業として行う  
→ 計画書提出
  - 2 加盟員からの大会に伴う地図更新依頼
    - ① 地図作成者指定あり  
→ 計画書提出
    - ② 指定なし  
→ 予算、事業時期考慮のうえ公募＝計画書・見積書  
提出  
→ 業者の選定
- ・ 渉外的なことには触れるのか?



## 地図事業計画書（様式1）

平成 年 月 日

日本学生オリエンテーリング連盟 御中

地図作成者名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

E-Mail \_\_\_\_\_

以下に予定する地図事業に対し、貴連盟の承認を得たいと思います。

|                      |                                |
|----------------------|--------------------------------|
| 事業名                  |                                |
| 事業期間                 |                                |
| 事業地域                 |                                |
| 事業内容                 | 新規 ・ 更新                        |
| 事業目的                 |                                |
| 事業費                  | 円 （詳細については別紙「地図事業見積書（様式2）」に記入） |
| 本連盟に対する資材の借用及びその他の要望 |                                |

## ○注意事項

- 事業開始期日の？ヶ月前までに会計（アドレス）に提出のこと。

## 地図事業見積書（様式2）

平成 年 月 日

日本学生オリエンテーリング連盟 御中

|        |  |
|--------|--|
| 事業名    |  |
| 地図作成者名 |  |
| 納品期日   |  |
| 納品方法   |  |
| 支払方法   |  |
| 見積有効期限 |  |

見積金額 \_\_\_\_\_ 円

（見積金額に消費税は含まれておりません）

下記の通り御見積り申し上げます。

| No. | 項目 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|-----|----|----|----|----|----|----|
| 1   |    |    |    |    |    |    |
| 2   |    |    |    |    |    |    |
| 3   |    |    |    |    |    |    |
| 4   |    |    |    |    |    |    |
| 5   |    |    |    |    |    |    |
| 6   |    |    |    |    |    |    |
| 7   |    |    |    |    |    |    |
|     |    |    |    |    |    |    |
|     |    |    |    |    |    |    |
|     | 計  |    |    |    |    |    |
|     |    |    |    |    |    |    |

## 地図事業発注請負契約書（様式 3）

収入印紙

発注者（甲）名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_ E-mail \_\_\_\_\_

請負者（甲）名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_ E-Mail \_\_\_\_\_

本契約書と添付の地図規約、事業計画書・・・によって地図事業発注請負契約を結ぶ。

1. 事業名 \_\_\_\_\_
2. 事業場所 \_\_\_\_\_
3. 事業期間 開始 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
完成 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
4. 納期 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
5. 納品物 以下に定める地図  
地図範囲：別紙 1(2万5千分の1地形図)で定める範囲  
地図図式：JSOM2007  
地図形態：OCAD データ
6. 請負代金 金\_\_\_\_\_円也  
うち事業費 金\_\_\_\_\_円也  
うち消費税額 金\_\_\_\_\_円也
7. 検収 納品完了後\_\_\_\_日以内に検収を行うこととする。  
この期間内に検収結果の報告がない場合、検収が完了したこととする。
8. 支払方法 検収完了後、銀行振込により支払う。

本契約の締結を証するために、契約書正副2通を作成し、甲・乙の署名(記名)捺印のうえ、甲が正契約書を、乙が副契約書を保有し厳重に保管するものとする。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲 住所

氏名

乙 住所

氏名

# 事業計画書変更届（様式4）

平成 年 月 日

日本学生オリエンテーリング連盟 御中

事業名 \_\_\_\_\_

地図作成者名 \_\_\_\_\_

届出者名 \_\_\_\_\_

以下の通り事業計画を変更いたします。

| 変更または届出内容     |     |     |      |
|---------------|-----|-----|------|
| 変更・届出項目       | 変更前 | 変更後 | 変更日時 |
|               |     |     |      |
|               |     |     |      |
|               |     |     |      |
|               |     |     |      |
|               |     |     |      |
|               |     |     |      |
|               |     |     |      |
| (変更理由または届出事由) |     |     |      |
| .....         |     |     |      |
| .....         |     |     |      |
| .....         |     |     |      |

# 地図事業完了報告書（様式5）

平成 年 月 日

日本学生オリエンテーリング連盟 御中

事業名 \_\_\_\_\_

地図作成者名 \_\_\_\_\_

届出者名 \_\_\_\_\_

|     |          |
|-----|----------|
| 事業名 |          |
| 納品日 | 平成 年 月 日 |
| 納品物 |          |

# 地図事業費支払請求書（様式6）

平成 年 月 日

日本学生オリエンテーリング連盟 御中

事業名 \_\_\_\_\_

地図作成者名 \_\_\_\_\_

届出者名 \_\_\_\_\_

下記の通りご請求申し上げます。

金 \_\_\_\_\_ 円 （税込）

支払期日：平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

支払方法：銀行振込

支払口座： \_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 支店（店番 \_\_\_\_ 番）

\_\_\_\_\_ 普通・当座 \_\_\_\_\_ 口座番号 \_\_\_\_\_ 番

口座名義 \_\_\_\_\_

# 地図利用報告書（様式 7）

平成 年 月 日

日本学生オリエンテーリング連盟 御中

団 体 名 \_\_\_\_\_  
所 在 地 \_\_\_\_\_  
代 表 者 名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_  
E - M a i l \_\_\_\_\_

以下の通り地図初回利用について報告いたします。

|              |  |
|--------------|--|
| 利用日時         |  |
| 地図名          |  |
| 会場           |  |
| 利用人数         |  |
| 地図の欠陥<br>の有無 | ※地図に欠陥があった場合は、別途地図を添付し該当箇所が分かるようにしてください。 |



# 地図修正報告書(様式 8)

平成 年 月 日

日本学生オリエンテーリング連盟 御中

事業名 \_\_\_\_\_

地図作成者名 \_\_\_\_\_

届出者名 \_\_\_\_\_

以下の通り地図修正に関して報告いたします。

| No. | 修正内容 |
|-----|------|
| 1   |      |
| 2   |      |
| 3   |      |
| 4   |      |
| 5   |      |
|     |      |
|     |      |
|     |      |

※修正箇所を明示した地図を地図修正報告書とともに提出してください。

## 事業完成確認票（様式 9）

平成 年 月 日  
日本学連会計 \_\_\_\_\_

以下の通り、地図事業について確認しました。

事業名 \_\_\_\_\_  
事業開始日 平成 年 月 日  
事業完了日 平成 年 月 日  
地図修正 \_\_\_\_\_ 有・無  
(地図修正有りの場合)  
地図修正完了日 平成 年 月 日  
事業費支払日 平成 年 月 日

(細則)

第17条 本規則の施行について必要な事項に関する細則は別に定める。

平成17年3月14日制定施行

## 日本学生オリエンテーリング連盟におけるトレインと地図の管理に関する規則

(目的)

第1条 1 本規則は、日本学生オリエンテーリング連盟（以下、本連盟）におけるトレイン及び地図の管理を定める。

第1条 2 本規則は、本連盟に属する全ての者と、本連盟の管理するトレイン及び地図を利用しようとする全ての者に、明確に効力が及ぶ。

(定義)

第2条 1 この規則では、地図の定義を、オリエンテーリング活動に使用するために、地表面の状況の特異な記号で詳細に記した、データもしくは凸版印刷によって作られた印刷物とする。

第2条 2 この規則では、トレインの定義を、オリエンテーリング活動に使用するために、土地管理者や土地所有者、行政への渉外を通じて、オリエンテーリング活動を行えるように地図化した範囲の土地とする。

(地図販売)

第3条 1 本連盟は、事務局において地図を販売する。

第3条 2 本連盟は、本連盟が地図を販売するトレインにおける地元渉外を管理する。

(管理トレイン)

第4条 本連盟が渉外を管理するトレインを以下に示す。

1. 本連盟が地図を販売しているトレイン
2. 本連盟が地図を販売していないが、販売権を保持しているトレイン

(知的所有権)

第5条 本連盟が、その知的所有権を有する地図を、以下のものとする。なお、オリエンテーリングがOLと略されているものも含める。

1. 作成団体が、新日本オリエンテーリングクラブと記された地図
2. 作成団体が、関東学生オリエンテーリング連絡協議会と記された地図
3. 作成団体が、日本学生オリエンテーリング連盟と記された地図

(OCADの管理運用)

第6条 OCADで作成された地図データを、以下OCADデータとする。

1. OCADデータは、失われにくい方法で事務局において保存管理する。
2. OCADデータは、必ず地図に印刷して販売する。OCADデータの配布や販売は、これを行わない。ただし、活動へ利用する場合にのみ、インカレ実行委員会、技術委員会、渉外整備委員会へのデータでの配布を認める。
3. 本連盟は、OCADデータから地図への印刷を、本連盟に所属しない第三者もしくは団体

に委託することができる。

(地図のコピー規制)

第7条 1 本連盟の販売する地図のオリエンテーリング目的でのカラーコピーを原則として禁止する。

第7条 2 個人で所有する本連盟の販売する地図を、個人使用の範囲でコピーすることに関しては、この限りではない。

(新たなトレイン開発)

第8条 1 本連盟に属する者が、新たにトレインを開発しようとする場合、本連盟事務局へ開発申請を行なわなければならない。

第8条 2 申請の書式は別に定める。

(リメイク)

第9条 1 本連盟に属する者が、既存のトレインを開発しようとする場合、本連盟事務局へ開発申請を行なわなければならない。

第9条 2 本連盟が渉外を管理するトレインを開発しようとする場合、本連盟事務局へ開発申請を行ない、幹事会の承認を得なければならない。

第9条 3 申請の書式は別に定める。

(渉外整備委員会)

第10条 1 本連盟の臨時委員会として、加盟員及び評議員によって組織される渉外整備委員会を置く。

第10条 2 渉外整備委員会は、学連が管理するトレインにおける渉外システムの整備を目的とする。

第10条 3 渉外整備委員会の委員は、委員長が決定し、幹事会に報告する。

第10条 4 渉外整備委員会の経費は、本連盟予算から賄う。

第10条 5 渉外整備委員会は会計1名を互選する。

第10条 6 渉外整備委員会は、その目的を達成した後、常設の渉外委員会へ改組する。

(渉外情報の更新協力)

第11条 本連盟が管理するトレインにおいて活動を行なった者は、本連盟から提供された渉外情報との相違を確認した場合、本連盟に報告しなければならない。

(活動の管理)

第12条 1 本連盟加盟校（以下、加盟校）が練習会、合宿などのオリエンテーリング活動を行う際の届出について以下に定める。

1. 加盟校はオリエンテーリング活動を行う際、使用トレインのある地区学連及び所属する地区学連に提出しなければならない。各地区学連事務局をその届出を本連盟事務局に提出しなければならない。
2. 届出の書式、及び方式については別途定める。

第12条 2 本連盟加盟校（以下、加盟校）が練習会、合宿などのオリエンテーリング活動を行った後の報告について以下に定める。

1. 加盟校はオリエンテーリング活動を行った際に渉外問題等が発覚した場合、届出書を提出した地区学連に速やかに報告書を提出しなければならない。各地区学連事務局をその報告を本連盟事務局に提出しなければならない。
2. 報告の書式、及び方式については別途定める。

第12条 3 管理トレインにおける練習会、合宿などのオリエンテーリング活動を行った後の届出について以下に定める。

1. 本連盟が管理するトレインにおいて活動を行なおうとする者は、トレインがある地区学連事務局に届出を提出しなければならない。各地区学連事務局をその届出を本連盟事務局に提出しなければならない。
2. 届出の書式、及び方式については別途定める。

第12条 4 管理トレインにおける練習会、合宿などのオリエンテーリング活動を行った後の報告について以下に定める。

1. 本連盟が管理するトレインにおいて活動を行なった者は涉外問題等が発覚した場合、速やかに届出を行った地区学連事務局に報告を提出しなければならない。各地区学連事務局をその報告を本連盟事務局に提出しなければならない。
2. 報告の書式、及び方式については別途定める。

(違反)

第13条 1 本連盟に属する者が本規則に違反した場合、本連盟は処罰を行なう。

第13条 2 本連盟に属さない者で、本連盟の管理するトレイン及び地図を利用した者が本規則に違反した場合、本連盟は制限を科す。

第13条 3 幹事会は、理事会の諮問を受け、処罰と制限を決定する。

第13条 4 届出書を提出せず、涉外問題等を引き起こした場合、本連盟及び各地区学連は関知しないこととする。

(改正)

第14条 本規則の改正は、総会において加盟校総数の過半数の賛成を必要とする。

(細則)

第15条 本規約の施行について必要な事項に関する細則は別に定める。

平成17年3月14日制定

平成17年4月1日施行

平成23年11月5日改正

補記 将来において、常設の涉外委員会が発足する際、本規則を以下の3つに分割することを検討する。

1. 地図データを含めた、日本学連の知的所有権や著作権に関する規則
2. 地図の販売に関する規則
3. テレインの維持と管理に関する規則

## 補償に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、日本学生オリエンテーリング連盟（以下本連盟とする）による、本連盟の主権す

平成16年10月24日修正

**0-mapのコピー自主規制についての申し合わせ（0-Mapの違法コピー防止徹底）**

0-mapのオリエンテーリング目的でのカラーコピーは原則として禁止するものとする。

（ただし、自団体の所有するもの、地図管理者の許可を得たものは除く。また、個人所有するものを、個人使用の範囲でコピーすることに関してもこの限りではない。）

平成10年10月31日

日本学生オリエンテーリング連盟総会